

令和 8 年度

青梅市立友田小学校
いじめ防止基本方針

青梅市立友田小学校

はじめに

いじめは、人間の尊厳を踏みにじり、被害者の心に一生消えない傷を負わせます。自尊心を失わせ、人間不信を招き、かけがえのない命をも奪いかねません。

いじめを防止するためには、まず学校が、いじめの早期発見・早期対応を図ることが必要です。そのため、教師がいじめの兆候を鋭く捉えること、解決に向けた確固たる指導体制を確立することが重要です。そして何よりも大切なのは、日頃からいじめが起きない教育活動を展開することです。

そこで、本校では、いじめ防止対策推進法第 12 条の規定および国のいじめ防止等のための基本的な指針、さらに青梅市いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「学校いじめ防止基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定します。

この「基本方針」では、いじめ防止等の取組を学校全体で円滑に進めていくことを目指し、全ての児童たちの健全育成およびいじめのない学校の実現に向けた方針の柱としています。

1 いじめ防止のための基本姿勢

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にあるほかの児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

※ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとし、いじめられている児童がいじめだと感じているものはいじめとなる。

※ 「いじめ防止対策推進法案に対する附帯決議（平成25年6月）」抜粋

いじめには多様な態様があることに鑑み、本法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めること。

この附帯決議の趣旨は、もし、児童本人が、苦痛を感じていない場合であっても、いじめに該当する事例はあり得るということである。この趣旨を踏まえ、学校いじめ対策委員会では、加害生徒の行為が、人権意識を欠く言動である場合などには、いじめと認知することもある。

※ いじめの定義に係る用語の解釈および留意点については「青梅市の基本方針」「国の基本方針」を参照のこと。

(2) いじめ防止に対する基本的な考え方と主な視点

<基本的な考え方>

学校は、いじめの早期発見・早期対応を図ることが重要である。

そのため、教師がいじめの兆候を鋭く捉えるとともに問題を全教職員で共有し、解決に向けた確固たる指導体制の下、迅速に対応する。

しかし何より大切なのは、日頃からいじめが起きない教育活動を展開することである。いじめは対人関係における問題であるとの認識に基づき、人権尊重の理念を踏まえた教育を計画的に推進する。

人権尊重の理念とは、「自分の大切さと共に、他の人の大切さを認めること」である。自分を大切に思えない者は、他人の大切さを認識しにくい。よって本校では、学校を挙げて自尊感情の育成に取り組むとともに、特別活動等の体験的な学習を通じて社会性を育み、学校・家庭・地域が連携した道徳教育をより一層充実させていく。

＜主な視点＞

ア いじめ問題は、どの学級にも、どの集団にも、どの児童にも起こりうるものであるという基本的認識に立つ。

- いじめる児童たちに対して「いじめは人間としていかなる理由があろうとも絶対に許されない」という認識を徹底させる適切な指導を行う。

イ 特定の生徒や特定の立場だけの問題とせず、学校全体で取り組む。

- いじめられる児童を徹底して守り通す。
- 日頃からいじめの兆候をいち早く把握し、迅速に対応する。
- いじめられている児童の心情に即して解決を図る。

ウ 学校・家庭・地域がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に連携しながら取り組む。

- 再発防止のために、問題が解決しても卒業まで見届ける指導を行う。

エ 生徒たち自身が、安全で豊かな社会を築く主体者であることを自覚させ、いじめを許さない社会の実現に努めるよう指導する。

- 児童が「やればできる（自己効力感）」「伸びている（自己成長感）」「役立っている（自己有用感）」ことを実感する教育活動を進め、一人一人の自尊感情を育む。
- 自他ともに愛しみ、協働していく姿勢を高める指導を行う。

2 学校全体の取組

(1) 校内体制

日頃から校長を中心として、いじめの未然防止、早期発見・即時対応を学校全体で行える組織を編制し、運営する。

ア 生活指導部会および校内委員会

- 校内必置分掌として生活指導部を置き、管理職および生活指導主任、生活指導担当で構成する。
- 毎週生活指導終礼を開催し、校内の生活指導上の課題に関する情報交換、情報共有等を行う。
- 児童の生活指導および特別な支援に関する問題に対し、管理職、生活指導主任、特別支援コーディネーター、養護教諭、学級担任を構成員とする校内委員会を必要に応じて開催し、課題に対する情報共有と対応について協議を行う。

イ 学校いじめ対策委員会

- いじめ防止や対応についての措置を実効的に行うため、校内に「青梅市立友田小学校いじめ対策委員会（以下、「対策委員会」という。）」を設置し、その機能を強化する。

＜委員の構成＞ 管理職、生活指導主任、専科教員、養護教諭、くわのき主任、スクール・カウンセラー、当該学級担任、（当該学級担任は、いじめ問題発生時に限る。）

<会議の開催> いじめアンケート実施後を中心に実施。それ以外にも必要に応じて校長の招集のもと適宜開催し、個々のいじめやいじめの疑いの事案について、現状と対応の進捗状況を確認するとともに、今後の対応策を決定する。

<情報収集・共有> 児童の様子で気になることがあったとき、児童間でトラブルが発生したときなど、どんな小さな事案でも、「対策委員会として教師から報告を受けるとともに、全教職員で情報を共有できるようにする。

<いじめの認知> 教師から児童の様子で気になることが報告された場合には、校長の方針の下、事実確認の方法を決定する。

上記確認の結果について報告を受け、当該の事案が、いじめであるか、いじめの疑いの状況であるか等について判断する。

<対応方針の協議> いじめ等について、実態に基づき、早期解決に向けた対応方針を協議する。

対応方針について、学級担任等が保護者に伝えるとともに、保護者の意向を確認する。学級担任は、保護者の意向を「対策委員会」に報告する。

<成果検証・「基本方針」改善> 学校の取組の進捗状況について、自己評価、保護者による評価、外部評価等を下に検証し、「学校いじめ防止基本方針」を改訂する。

<指導・助言> 児童に対して中心となって対応を行う学級担任等に、適切に助言したり、相談に乗ったりする。

<記録の保管・引継ぎ> いじめ問題への対応については、全ての事案について、「対策委員会」が定めた共通の様式で記録を残し、全ての教職員が確認できる方法により保管する。

年度が替わった場合には、学級担任等が確実に情報を引き継げるようにするとともに、対象の児童が中学校に進学した場合には、進学先に情報を伝えられるようにする。

(2) 学校サポートチーム（学校運営協議会）

次の構成員による学校サポートチームを編成し、年間4回、本校のいじめ問題に関する現状と対応について報告した後、協議を行う。

ア 外部構成員

氏名	所属団体名等
石川 富士男	青少年対策委員会
東 恵一	下長淵第1自治会長
高田 牧子	東京恵明学園
細谷 満	友田町連合自治会長

坂田 真吾	友田保育園長
宇津木 香奈子	PTA会長

イ 年間計画

回	実施日時	時間	開催場所	協議内容
1	6月5日	17:00	友田小 応接室	○学校経営計画 ○いじめ防止対策基本方針 ○学校評価システム ○意見交換
2	11月13日	17:00	友田小 応接室	○上半期の評価及び下半期の アクションプラン ・中間報告 ・学校評価 ・協議
3	12月4日	17:00	友田小 応接室	○下半期の報告 ○学校評価 ○内部評価及び 保護者アンケートの説明
4	2月12日	17:00	友田小 応接室	○学校評価関係者評価 ○次年度計画について

(3) いじめの未然防止

いじめを未然に防止するため、児童たちが互いを尊重し合い高め合い、いじめを許さない集団づくりを行う。そのため、教育活動全体を通して生徒の人権が尊重され、それぞれの自己実現につながる取組を推進していく。

ア 「言葉の力」を中核とした学校づくり、開かれた学校づくりを進める。

- 「言葉の力」を「考える力」、「感じる力」、「想像する力」、「表す力」と捉え、教師および児童が「言葉の力」を高め生かすことで、より豊かな人間関係を築く。
- 開かれた学校づくりを進め、地域との連携を強化するため、積極的に授業を公開し、PTA活動等を充実させる。

イ 児童一人一人を大切に作る学校・学年・学級づくりを行う。

- 児童が自ら考え、判断し、学び合う授業づくりを行う。
- 人と関わり、集団をつくる喜びを体得させることを通して、社会性を育む学年・学級づくりを行う。

う。

ウ いじめ防止に関する児童の意識を醸成する。

- 特別の教科 道徳の時間や学級活動などで、「いじめに関する授業」を実施する。その際、都教育委員会が作成した「いじめ防止教育プログラム」を活用する。
- 自分の考えを伝え、相手の考えを受け止めるようなコミュニケーション能力を高める対話の指導を重視する。

(4) いじめの早期発見

教師の人権感覚を一層磨き、「いじめのサイン」を確実に受け止めることのできる指導体制を確立する。

- いじめを早期に発見するために、年間4回のアンケート調査を実施する。
- 日直を中心に複数の教師が休み時間などに校内を巡回し、気になる児童の情報を捉える。入手した情報については全教職員で共有することで、組織的な対応につなげる。
- いじめについて、児童および保護者が相談しやすい学校づくりを行う。

<学級経営の充実、生徒の居場所づくり、絆づくり>

- ・ 児童一人一人を大切にす学級づくりを行うため、個に応じた指導を充実させる。
- ・ 学級生活・学校生活の中で、全ての児童の居場所をつくり、望ましい人間関係の中で、役割を果たすことができるようにする。

<児童理解>

- ・ 児童に寄り添うことを常に意識し、教師と児童の信頼関係を築く。
- ・ 教師が、被害を受けている児童から相談を受けた場合には、管理職を通して市教委に報告するとともに、被害児童の意向を踏まえ、秘密を守って対応する。

<保護者との関係づくり>

- ・ 学校は、日頃から、児童のことで何かあったら、複数の教職員で対応することなどを保護者に伝えておく。
- ・ 教師は、学校の論理で保護者を説得するのではなく、保護者としての思いを傾聴し、共感的に相談に応じる。

<スクールカウンセラー (SC)、スクールソーシャルワーカー (SSW) との連携>

- ・ 教師に話しづらいことや相談しづらいことをSC、SSW(必要に応じ依頼。)が聞いてくれるということを、繰り返し児童に周知する。
- 児童の「心のサイン」をつかみ、指導に生かす教師の指導力を高める。
 - ・ 児童が、いつ、どのようにして、何をサインとして発するのか、それらのサインをどのように指導に生かせばよいのかについて理解を深める校内研修を実施する。
 - ・ 校内研修において、全ての教師がチェックリストを活用して、自己の取組について振り返りを行い、改善を図ることができるようにする。

【いじめ発見のためのチェックシート】

【表情・態度】

- 笑顔がなく沈んでいる。
- 視線をそらし、目を合わそうとしない。
- 表情がさえず、ふさぎ込んでいる。
- 感情の起伏が激しい。
- ぼんやりとしていることが多い
- わざとらしくはしゃいでいる。
- 周りを気にし、おどおどしている。
- いつも一人でいることが多い

【身体・服装】

- 体に原因不明な傷がある。
- 顔色が悪く、活気がない。
- 寝不足で顔がむくんでいる。
- ボタンが取れていたり、シャツやズボンが破れたり裂けたりしている。
- けがの原因をあいまいにする。
- 登校時に、体の不調を訴える
- 服に靴の跡がある。

【持ち物・金銭】

- かばんや筆箱などが隠される。
- ノートや教科書などに落書きがある。
- 机や椅子が傷付けられたり、いたずらされたりする。
- 靴や上履きが傷付けられたり、いたずらされたりする。
- 必要以上に金銭を持っている
- 作品や掲示物にいたずらされる。

【教員との関係】

- 教員と目を合わせなくなる。
- 教員との関わりや会話を避けようになる。

【言葉・行動】

- 他の児童からの言葉かけが全くない。
- いつも一人でいたり、泣いていたりする。
- 登校渋りや、忘れ物が多くなってきた。
- 職員室や保健室付近にすることが多い。
- 家から金品を持ち出す。
- すぐに保健室に行きたがる。
- 教室にいつも遅れて入ってくる。
- いつも人の嫌がる仕事をしている。

【遊び・友人関係】

- いつも遊びの中に入れない。
- 友人から不快に思う呼び方をされている。
- 特定のグループと常に行動を共にする。
- 付き合う友人が急に変わり、友達のことを聞くと嫌がる。
- グループでの作業などに入れてもらえない。
- 暴力的な遊びにいつも参加させられる。
- 他の人の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。
- 笑われたり冷やかされたりする。
- よくケンカが起こる。

(5) いじめ問題への対応

いじめ問題への対応は、発生から時間が経つほど解決が困難になる。「いじめかどうか」ではなく、「いじめではないか」と思ったら、即刻対応を始める。

また、いじめの形態が複雑化し、見えにくくなっていることを踏まえ、教師が一人で抱え込むことなく、組織的に対応していく。

- いじめを受けた児童の安全確保を最優先し、その後、加害児童への事情や心情等の聞き取りを行う。
- 児童および保護者からいじめの訴えがあった場合には、事実関係を確認し、速やかに青梅市教育委員会に報告する。
- いじめの疑いがある場合、些細な兆候でも、いじめを疑う行為には早急に対応し的確な指導を行うとともに、必要に応じスクールソーシャルワーカーの活用も行う。
- いじめを受けた児童が安心して学校生活を送れるように、保護者と連携を取りながら最大限の措置を講ずる。
- いじめを行った児童に対し、速やかにその行為をやめさせ、事実確認とその行為の重大さを認識させるための継続的な指導を行う。
- いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめに係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講じる。
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときには、教育委員会および所轄警察署等と連携して対応する。

- いじめを見ていたり、同調したりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。このために、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認させるとともに、いじめを受けた児童の心情を深く考えさせ、心の痛みや悩みへの共感を育てることにつなげる。また、傍観していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童には、苦痛を増すだけでなく、孤独感や孤立感を強めることとなることを理解させる指導を行う。
- ネット上の不適切な書き込みや発信に対して、学校として問題の個所を速やかに確認し、被害児童の人権を守るための適切な措置を講ずる。
- 情報モラル教育を進め、児童に情報の受け手および発信者としての必要な知識や能力の育成を図る。

ア 暴力を伴う場合の対応

<被害児童へ>

- つらく苦しい気持ちに共感し、「いじめから全力で守ること」「絶対に守り通す」ことを約束し、児童が安心して登校できるよう、心に寄り添った指導・対応に徹する。
- 身体的・精神的ダメージについての的確に把握し、迅速な回復を支援する。
- 休み時間や登下校の際等も教師による見守りを行い、被害が継続しない態勢を整える。
- 被害児童に本人に非がないことを伝え、自信と安心感をもたせる。

<加害児童へ>

- いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を迅速かつ正確に把握し、具体的な根拠を

示しながらいじめをやめさせる。

- いじめが相手をどれだけ傷つけ、苦しめているかを気付かせ、いじめをやめさせる。
- 他の児童に危害が及ぶ恐れがある場合は、別室等で個別にいじめをやめさせる指導を行う。
- いじめの事実を正確に把握し、組織的に対応する。
- 警察等関係諸機関とも連携し、行為の違法性に気付かせる。

<被害児童の保護者へ>

- 我が子を守り抜く姿勢を児童に見せ、ひたすら児童の話に耳を傾け、事実や心情を聞くよう伝える。
- いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め、協力してもらう。
- 情報の提供等、先々の見通しをもたせ、不安を取り除く。

<加害児童の保護者へ>

- 学校はいじめられた児童を守ることを第一に考えて対応することを、明確に伝える。
- 加害児童を責めず、事実を具体的に聞き取るよう助言する。
- 事実を冷静に確認し、我が子の言い分を十分に聞くよう促す。
- 必要に応じて警察等関係諸機関からの働きかけを行う。

イ 暴力を伴わない場合の対応

<被害児童へ>

- つらく苦しい気持ちに共感し、「いじめから全力で守ること」「絶対に守り通すこと」を約束し、児童が安心して登校できるよう、心に寄り添った指導に徹する。
- 精神的ダメージについての確に把握し、回復を支援する。
- 休み時間や登下校の際も、教師による巡回等、被害が継続しない態勢を整える。
- 被害児童の被害の内容やつらい思いなどを親身になって聞くことにより、安心感をもたせる。また、スクールカウンセラー等との心のケアを行う。

<加害児童へ>

- いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を迅速かつ正確に把握し、具体的な根拠を示しながらいじめをやめさせる。
- いじめが相手をどれだけ傷つけ、苦しめているかを、被害児童の気持ちに着目させて気付かせ、いじめをやめさせる。
- いじめの事実を組織的な対応の下、迅速かつ正確に把握し、事実を整理する。

<被害児童の保護者へ>

- 我が子を守り抜くという姿勢を児童に見せるよう伝える。
- 我が子の話に耳を傾け、先入観をもたずに具体的な事実や心情を聞くよう助言する。
- いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め、協力してもらう。

<加害児童の保護者へ>

- 学校は被害児童を守ることを第一に考え、対応することを明確に伝える。
- 加害児童を責めず、事実を具体的に聞き取るよう助言する。
- 事実を冷静に確認し、我が子の言い分を十分に聞くよう促す。

ウ 行為が見えにくいいじめの場合

<被害児童へ>

- いじめについて自ら訴えてきたことを温かく受け止める。
- 児童の辛く苦しい気持ちに共感し、「いじめから全力で守ること」「絶対に守り通すこと」を約束し、児童が安心して登校できるよう心に寄り添った指導に徹する。
- 精神的・身体的ダメージについての的確に把握し、回復を支援する。
- 休み時間や登下校の際等、教師が見守りを行い、被害が継続しない態勢を整える。
- 被害児童の被害の内容やつらい思いなどを親身になって聞き、安心感をもたせる。
- 被害児童は何も悪くないことを伝え、自信をもたせる。
- いじめが原因で登校できない場合、保健室等別室での学習機会の確保に努め、二次的な不利益が生じないよう対策をとる。
- 別室登校等も難しい状況の場合、児童への家庭訪問を行い、学習プリントや便り等を持参するなどして学校と児童の関係が切れていない感覚をもたせる。

<加害児童へ>

- いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を迅速かつ正確に把握し、具体的な根拠を示しながらいじめをやめさせる。
- いじめが相手をどれだけ傷つけ、苦しめているかを、被害児童の気持ちに着目させて気付かせ、いじめをやめさせる。
- 組織的な対応の下で、いじめの事実を迅速かつ正確に把握し、事実を整理する。
- いじめを行ったことを示す決定的な証拠がない場合、いじめへの関与について認めないことが想定される。その場合、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした姿勢で組織的に指導に臨み、加害児童の話と周囲の児童との矛盾や、話の一貫性等をもとに事実を認めさせるまた、被害児童の気持ちに気付かせる。

<周囲の児童へ>

- 傍観することはいじめに加担することと同じであることを考えさせ、被害児童の苦しみを具体的に理解できるよう指導する。
- いじめは「絶対に許されない」という毅然とした態度を示し、いじめを発見したら、教職員や友達に知らせ、すぐにやめさせることを徹底する。
- 友達の違いになりにならず、自らの意志で行動することの大切さに気付かせる。
- 一人一人をかけがえのない存在として尊重し、温かな人間関係を築くとともに、安心して生活できるようにする。

<被害児童の保護者へ>

- 我が子を守り抜くという姿勢を児童に見せるよう伝える。
- 我が子の話に耳を傾け、先入観をもたずに具体的な事実や心情を聞くよう助言する。
- いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め、協力してもらう。
- 解決に向けた具体的な取組について、「いつまで」「何を」「どのように」「どの程度」行うかを学校から示し、保護者の同意の下で計画的にいじめの問題解決に向けた取組に当たる。
- 被害児童の保護者からの学校への要求については、誠意をもって対応するが学校としてできることとできないことは明確に伝え、過度の期待をもたせないようにする。

＜加害児童の保護者へ＞

- 学校は被害児童を守ることを第一に考え、対応することを明確に伝える。
- いじめの解決に向けた学校の方針への理解を求め、協力してもらう。
- いじめた児童を責めず、事実を具体的に聞き取るよう助言する。
- 事実を冷静に確認し、我が子の言い分を十分に聞くよう促す。
- 加害児童の保護者から、児童を加害者扱いすることについての苦情が学校に対して寄せられることが想定されるが、児童から「いじめられた」という訴えがあった場合、学校は被害児童の立場で対応することを明確かつ毅然と伝える。

3 「ネット上のいじめ」への対応

(1) 「ネット上のいじめ」の特徴

- 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷の書き込みが行われ、短期間で被害が極めて深刻なものとなる。
- インターネットのもつ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、児童が簡単に被害者にも加害者にもなり得る。
- インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- 保護者や教師などの身近な大人が、児童の携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、児童の利用している掲示板などを詳細に確認することが困難なため、「ネット上のいじめ」の実態の把握が難しい。

(2) 「ネット上のいじめ」の類型

ア 掲示板・ブログ等での「ネット上のいじめ」

- SNS等の掲示板・ブログ等への誹謗・中傷の書き込み
- SNS等の掲示板・ブログ等へ個人情報を無断で掲載
- 特定の生徒になりすましてインターネット上で活動を行う。

イ メールでの「ネット上のいじめ」

- メールで特定の児童に対して誹謗・中傷を行う。
- 「複数の人物に対して送信するよう促すメール（チェーンメール）」で悪口や誹謗・中傷の内容を送信する。
- 第三者になりすまして送られる「なりすましメール」で「死ね、キモイ」などの誹謗・中傷を行う。

(3) 「ネット上のいじめ」への対応

－ 掲示板等への誹謗・中傷等 －

○ 「ネット上のいじめ」の発見

学校が「ネット上のいじめ」の事案を把握するのは、児童や保護者からの相談である事例が多く見られる。また、児童の様子の変化から、事案を把握することになった事例もある。他のいじめと同様に、児童が出す兆候を見逃さずに対応していく。

○ 書き込み内容の確認

書き込みのあった掲示板等のURLを控えるとともに、書き込みをプリントアウトするなどして、内容を保存する。

掲示板等の中には、パソコンから見るできないものも多くある。その場合は、携帯電話から掲示板等にアクセスする必要がある。

また、携帯電話での誹謗・中傷の場合は、プリントアウトが困難なため、デジタルカメラで撮影するなどして内容を保存する。

○ 掲示板等の管理者に削除依頼

掲示板等のトップページを表示し、「管理者へのメール」や「お問い合わせ」と表示されているところを探す（ページの下の方にあることが多い）。該当箇所をクリックすると、管理者にメールを送ることができるページが表示される。そのページに、件名、内容等の事項を書き込んで、「送信ボタン」を押して送信すると、管理者にメールが届くようになっている。

なお、削除依頼の方法は、それぞれの掲示板等によって異なるので、先に「利用規約」等書かれている削除依頼方法を確認する必要がある。

削除依頼を行う場合は、個人のパソコンやメールアドレスは使わず、学校等のパソコンやメールアドレスから行う。また、削除依頼を行うメールについて、個人の所属・氏名などを記載する必要はない。掲示板等の管理者の中には、悪意のある人もおり、個人情報が悪用される場合もある。

○ 掲示板等のプロバイダに削除依頼

掲示板等の管理者に削除依頼しても削除されない場合や、管理者の連絡先が不明な場合などは、プロバイダ（掲示板サービス提供会社等）へ削除依頼を行う。

○ 削除依頼しても削除されない場合

管理者やプロバイダへの削除依頼をしても削除されない場合は、送信した削除依頼メールに不備がなかったか内容を確認し、不備があった場合には、必要な情報を追加し、削除依頼メールを再送する。削除が必要なURLや書き込みNo.などの記載がなかったために、削除されていない場合もある。

それでも削除されない場合は、警察や法務局・地方法務局に相談するなどして、対応方法を検討する。

(4) 未然防止のための主な指導事項

ア 掲示板等での被害を防ぐために

○掲示板等に誹謗・中傷の書き込みを行うことは、いじめであり、決して許される行為ではないこと。

○掲示板等への書き込みは、匿名で行うことができるが、書き込みを行った個人が特定されること。特に、書き込みが悪質な場合などは、犯罪となり、警察に検挙される場合もあること。また、掲示板等への書き込みが原因で、傷害や殺人などの重大犯罪につながる場合もあること。

○掲示板等を含めインターネットを利用する際にも、利用のマナーがあり、それらをしっかりと守ることにより、インターネットのリスクを回避することにつながった事例もあったこと。

イ チェーンメールの被害を防ぐために

○携帯電話やパソコンからのメールは、誰に転送したか若しくは転送しなかったかについて、第三者が知ることは、通常の方法では不可能であること。

○チェーンメールの内容は、架空の内容であり、チェーンメールを転送しないことで、不幸になったり、危害を加えられたりすることはないこと。

○チェーンメールを転送すると、受け取った人は迷惑し、友人関係を損ねる可能性もあるので、絶対に転送しないこと。また、チェーンメールの内容に、特定の個人を誹謗・中傷する内容が含まれているものを転送した場合、自分自身も「ネット上のいじめ」の加害者となること。

○チェーンメールを送ってきた人に対して、抗議のメールを送るなどの行動は、トラブルの原因にもなるため、行わないようにすること。

○チェーンメールに書かれている電話番号やメールアドレス等は、メールの内容とは無関係であり、こちらから連絡しないこと。

○チェーンメールに書かれているウェブサイトのアドレスにはアクセスしないこと。出会い系サイトやアダルト系サイトなど大変危険なサイトにつながる場合があること。

(5) 「ネット上のいじめ」が発見された際の児童への対応

ア 被害児童への対応

「ネット上のいじめ」を含めたいじめに対しては、スクールカウンセラー等による教育相談体制の充実を図り、きめ細かなケアを行い、被害児童を守り通す。毎日の面談の実施や、緊急連絡先の伝達を行うなど、被害児童の立場に寄り添った支援を行う。

また、学級担任だけで対応するのではなく、複数の教師で情報を共有して対応するなど、学校全体で「ネット上のいじめ」に対して取り組む。

イ 加害児童への対応

加害児童が判明した場合には、加害者自身がいじめに遭っていて、その仕返しとして、掲示板に誹謗・中傷を書き込んだという例などもあるため、被害者からの情報だけをもとに、安易に加害者と決めつけず、「ネット上のいじめ」が起こった背景や事情についても綿密に調べるなど適切な対応を行う。

また、「ネット上のいじめ」についても、他のいじめと異なるものではなく、決して許されないものであるということについて、粘り強い指導を行うとともに、加害児童に対するケアも行う必要がある場合がある。特に「ネット上のいじめ」に関しては、加害児童が軽い気持ちで書き込みを行ったり、加害児童自身が悩みや問題を抱えていたりする場合があるため、事後の指導から受ける精神的な影響が大きいという事例も報告されている。そのため、個別の事例に応じて、十分な配慮のもとでの指導が求められる。

ウ 全校児童への対応

「ネット上のいじめ」等が生じた場合には、前述の(4)を参考に、全校児童への指導を行うとともに、日頃から情報モラル教育を学校全体として行い、子どもたちが「ネット上のいじめ」の加害者にも被害者にもならないよう指導を充実させる。

(6) 「ネット上のいじめ」が発見された際の保護者への対応

「ネット上のいじめ」を発見した場合には、被害児童の保護者に迅速に連絡するとともに、家庭訪問などを行い、保護者と話し合いの機会を持ち、学校の対応について説明し、その後の対応について相談しながら進める。

加害児童が明らかな場合は、その保護者に対しても、「ネット上のいじめ」は許されない行為であることを説明するとともに、「ネット上のいじめ」を再発させないために、家庭での携帯電話やインターネットの利用の在り方についての説明を行う。

加えて、必要に応じて、保護者会を開催するなどして、学校において起きた「ネット上の

いじめ」の概要や学校における対応、家庭での留意点などを説明し、また、「ネット上のいじめ」に対する学校における対応方針を伝えるなど、学校の取組に対する保護者の理解を得る。

(7) 保護者への啓発

「ネット上のいじめ」については、学校だけの取組だけでなく、学校と家庭や地域が連携・協力し、「ネット上のいじめ」の予防と、早期発見・早期対応へ向けた取組を行っていかなくてはならない。そのためには、携帯電話の利用に関する危険性と子どもたちの携帯電話の利用の実態について保護者が理解し、「ネット上のいじめ」の実態等について子どもと話し合い、携帯電話の利用に関して家庭におけるルールづくりを行っていく必要がある。また、保護者が携帯電話へのフィルタリングの設定が、「ネット上のいじめ」を予防する点で有効な場合もあることを理解し、子どもの携帯電話へのフィルタリングの設定を行うことも重要となる。

入学式の際の保護者への説明会や保護者会などの機会を捉えて、ネット上のいじめの実態や、家庭での取組の重要性について呼びかけていく。学校での携帯電話の取扱いに関する方針についても、あらかじめ保護者に説明し、理解を得ることで、その後の指導をスムーズに行えるようにする。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態発生の判断

【いじめ防止対策推進法】 第28条第1項

学校の設置者は又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下、「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

【いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月文部科学大臣決定）】

一 に該当する事案について

- 例えば、○児童生徒が自殺を企図した場合
○身体に重大な障害を負った場合
○金品等に重大な被害を被った場合
○精神性の疾患を発祥した場合 など

二 に該当する事案について

不登校の定義を踏まえ、年間30日間を目途とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

一・二 に共通すること

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で、学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

【いじめ防止対策協議会資料 文部科学省 平成29年2月7日】

- ① 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 軽傷で済んだものの、自殺を企図した。
- ② 心身に重大な被害を負った場合
 - リストカットなどの自傷行為を行った。
 - 暴行を受け、骨折した。
 - 投げ飛ばされ脳震盪となった。
 - 殴られて歯が折れた。
 - カッターで刺されそうになったが、とっさにバッグを盾にしたため刺されなかった。
 - 心的外傷後ストレス障害と診断された。
 - 多くの児童の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。
 - おいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
 - 複数の児童から金品を強要され、総額1万円を渡した。
 - スマートフォンを水に浸けられ壊された。
- ④ いじめにより転学等を余儀なくされた場合
 - 欠席が続き（重大事態の目安である30日には達していない）当該校へは復帰ができないと判断し、転学した。

重大事態に係る対処は、学校の設置者である青梅市教育委員会との密接な連携・強力の下に行う必要がある。このことから、校長が重大事態の発生か否かの判断に迷うときなどは、教育委員会と協議の上、迅速活適切に判断する。

(2) 重大事態発生の報告

- 重大事態の発生が確認された場合、学校は、いじめ防止対策推進法第30条第1項の規定に基づき、電話等で、直ちに青梅市教育委員会に、重大事態を報告する。
その上で、数日以内に改めて、文書にて、青梅市教育委員会教育長宛てに、重大事態発生の経緯を報告する（この時点では、いじめの有無等について確認できていなくてもよい。）報告書の作成に当たっては、いわゆる5W1Hを明確にして事実のみを簡潔に記載し、推測や主観を記載しない。（被害の子供の保護者等に開示することが想定される文書であることを念頭に置く。）

- 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係の他の必要な情報も適切に提供する。
- いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と協議の上、在籍児童や教職員に対する質問紙による調査や聞き取り調査を行う。
- 情報発信や報道対応については、プライバシーの配慮の上、正確で一貫した情報提供に努める。

5 関係機関との連携

(1) 青梅市教育委員会

いじめ問題の状況報告、重大事態発生に係る協議はもとより、マスコミ、保護者への対応、関係機関との調整など、学校だけで体制づくりが難しい場合等に連携する。

- 特に、
- ケース会議の開催
 - 関係機関との連絡・調整、相談員・支援員の配置

(2) 青梅警察

暴行や脅迫等を伴ういじめや、ネットや掲示板での誹謗・中傷行為は犯罪である。

- 特に、
- 児童の生命や心身の安全が脅かされる事案
 - 犯罪等の違法行為がある事案

(3) 子供家庭支援センターや福祉の関係機関

児童相談所や福祉課、民生委員や児童委員等と連携しながら、家庭を含めた児童生徒の健全育成を図る。

- 特に、
- 家庭の養育に関する指導・助言
 - 児童の生活・環境の状況把握

(4) 医療機関

いじめの被害者は、いじめが解消された後も不安な気持ちが残り、引きこもりや不登校になる心配もあるため、精神の安定と改善を図る。

- 特に、
- 精神保健に関する相談
 - 精神症状についての治療、指導・助言

6 いじめ防止のための年間計画

委員会：学校いじめ対策委員会 研修：いじめ防止校内研修 調査：いじめアンケート調査

月	委員会	研修	調査	内容	備考
4	10(金)			顔合わせ いじめ防止基本方針等について周知	青梅市いじめ防止マニュアル
		6(月)		「いじめ」の定義の理解に基づく確実な認知	上P.31
5	適宜			いじめの早期発見、早期対応に向けた協議	
6			①	6/8～6/12 実施 対象期間4/1～6/7	
	19(金)			いじめアンケート調査結果について いじめの早期発見、早期対応に向けた協議	
7	適宜			いじめの早期発見、早期対応に向けた協議	
9		2(水)		加害児童の行為の重大性の程度に応じた指導例 いじめる側といじられる側が逆転した事例	上P.53 下P.91
			②	9/11～9/15 実施 対象期間6/5～9/10	
	25(金)			いじめアンケート調査結果について いじめの早期発見、早期対応に向けた協議	
10	適宜			いじめの早期発見、早期対応に向けた協議	
11			③	11/9～11/13 対象期間9/11～11/8	
	27(金)			いじめアンケート調査結果について いじめの早期発見、早期対応に向けた協議	
12	適宜			いじめの早期発見、早期対応に向けた協議	
1		8(金)		いじめを許さない指導の充実 いじめを生まない環境づくり	上P.22
			④	1/29～2/2 実施 対象期間11/13～1/28	
2	19(金)			いじめアンケート調査結果について いじめの早期発見、早期対応に向けた協議	
3	適宜			いじめの早期発見、早期対応に向けた協議	

※ 〇の月は、いじめ防止強化月間を示す。

※ 備考欄のページは、「『いじめ総合対策』【第2次】上巻〔学校の実践編〕および下巻〔実践プログラム編〕平成29年2月 東京都教育委員会」のページを示す。